

DPCデータの第三者提供について（案）

I. 概要

(1) DPCデータとは

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第93号)第5項第3号に基づき厚生労働省が収集し管理する情報

三 厚生労働大臣が実施する次の調査に適切に参加すること。

イ 当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査

ロ 中央社会保険医療協議会の要請に基づき、イの調査を補完することを目的として随時実施される調査

(「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第93号)第5項第三号より)

(2) 利用目的

DPC制度の導入の影響評価及び今後のDPC制度の見直し(診断群分類毎の点数の設定及び診断群分類の見直しを含む)

1 調査の目的

本調査は、算定告示第五項第三号の規定に基づき、診療報酬の算定方法第1号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者を対象とする診断群分類に基づく包括評価制度(以下、「DPC制度」という。)の導入の影響評価及び今後のDPC制度の見直し(診断群分類毎の点数の設定及び診断群分類の見直しを含む)を目的として実施するものである。

(保医発0319第6号「第1調査について」より)

(3) 活用方法

① 診断群分類点数表の作成、医療機関別係数の設定等に活用され、個別患者が特定できないように集計した後、医療機関毎に公開される。

② 急性期医療を担う医療機関等の機能や役割を適切に分析・評価するため、中央社会保険医療協議会の要請により適宜活用される。

1 調査の目的

提出された調査結果は、厚生労働省に帰属し、診断群分類点数表の作成、医療機関別係数の設定等に活用され、個別患者が特定できないように集計した後、医療機関毎に公開されるものである。また、急性期医療を担う医療機関等の機能や役割を適切に分析・評価するため、中央社会保険医療協議会の要請により適宜活用されるものである。

(保医発0319第6号「第1調査について」より)

- (4) 保有主体
厚生労働大臣

II. これまでの経緯

- (1) 「新たな情報通信技術戦略工程表」(平成 22 年 6 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、DPCに関するデータ(E・Fファイル等)の医療現場での利活用の推進することとされており、レセプト情報等の第三者提供に関して議論が行われている、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、提供について議論を行ってきた。
- (2) 「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、DPCデータ(集計表データ)について、第三者提供の本格的な運用に向け、今年度より、試験的に運用を開始することとされている。

III. 現状と課題

DPCデータは、レセプト情報等のデータと比較した場合に、すでに公表されている医療機関別のDPC集計データが存在し、組み合わせが可能であること、また、様式1(簡易診療録情報)等において診療情報等の個人特定性が高い濃密な情報が含まれる等の、第三者提供の運用に向けてのDPCデータ特有の課題が会議の中で指摘されている。

また、その他にも、DPCデータに係るデータベースが構築されていないことや、セキュリティ監査体制の整備の検討等を進める必要がある。

さらには、現状では、収集されたDPCデータは、第三者提供を行うことを想定した法令の整備がされていないため対応が必要である。

なお、DPCデータはその情報特性から個人特定性もレセプトデータと比較して高いため、提供方法については、試行期間の提供における課題も踏まえつつ「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、引き続き議論が行われる予定となっている。

IV. 今後の方針(案)

- 今後、第三者提供の本格的な運用に向け、必要な法令の整備を進めることとしてはどうか。